

徳島市農業委員会総会 議事録

1 とき	令和4年4月25日(月) 開会 午後 3時05分 閉会 午後 4時50分
2 ところ	徳島市役所 13階 第1研修室
3 議長	会長 川人 泰博
4 出席者	<p><農業委員></p> <p>1番委員 井川 洋二 2番委員 岸本 昇 3番委員 天羽 俊文 4番委員 野口 俊廣 5番委員 大貝 美治 6番委員 金澤 敬治 7番委員 原田 和彦 8番委員 久米 裕純 9番委員 川人 泰博 10番委員 佐々木永薫 11番委員 板東美佐緒 12番委員 品山 昌美 13番委員 植田美恵子 14番委員 廣瀬 長市 15番委員 細川 勝義 16番委員 谷川 興一 17番委員 鎌田 良昭 18番委員 政岡 茂 19番委員 市岡 沙織</p> <p><農地利用最適化推進委員></p> <p>1番委員 瀬畑 俊夫 2番委員 安廣 貴明 3番委員 佐野 泰弘 5番委員 谷野 勝 6番委員 桑野 欣伸 8番委員 中川 敏明 9番委員 増井 孝重 10番委員 安瀨 和子 11番委員 松浦 義幸 13番委員 坂東 賢二 14番委員 兼田 博行 15番委員 笹田 孝 16番委員 浦川 昌夫</p>
5 欠席者	<p><農業委員></p> <p><農地利用最適化推進委員></p> <p>4番委員 宮本 隆美 7番委員 宮崎 学 12番委員 森 政雄 17番委員 多田 孝 18番委員 朝田 三郎</p>
6 欠員	なし
7 議事	<p>(全体議案)</p> <p>付議案件 第1号議案 令和4年度業務推進の基本方針について</p> <p>報告事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 令和4年度予算について 2. 令和3年度決算見込について 3. 令和3年度主要業務の概要説明 4. 農地利用最適化活動について <p>(農地関係議案)</p> <p>付議案件</p> <p>第2号議案 農地法第3条の規定による許可申請の審議について 第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請の審議について 第4号議案 非農地証明願の審議について 第5号議案 相続税の免除予定事案に係る特例農地利用状況の確認について 第6号議案 農用地利用集積計画の承認について</p>

	<p>報告事項</p> <p>農地関係報告事項</p> <ol style="list-style-type: none">1. 農地法第3条の3第1項の規定に基づく権利取得の届出について2. 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用の届出について3. 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用の届出について4. 農地法第18条第6項の処理について5. 農地であることの証明について6. 地目変更登記に係る照会に対する回答について7. 転用許可の訂正について（5条許可）8. 転用届出の訂正について（5条届出）
--	--

(開会 午後3時05分)

事務局 お待たせいたしました。令和4年度最初の総会開催に先立ちまして、徳島市農業委員会憲章を朗読いたします。
お手元の総会議案書をめくっていただきまして最初のページを御覧ください。
私が「ひとつ」といいましたら、その後、御唱和ください。

全委員 【農業委員会憲章を唱和】

事務局 御唱和ありがとうございました。
ただいまから、令和4年度徳島市農業委員会4月定例総会を開会いたします。開会に当たりまして、川人会長から御挨拶を申し上げます。

会長 【会長あいさつ】

事務局 ありがとうございました。
本日は来賓として、内藤市長に代わり折野好信第二副市長に御臨席いただいております。それでは、御祝辞をいただきたいと存じます。よろしく、お願いいたします。

第二副市長 【祝辞】

事務局 ありがとうございました。折野第二副市長におかれましては、この後、公務がございますので、ここで退席されます。本日は大変お忙しい中、御臨席をいただき誠にありがとうございました。
それでは、前の席を少し移動させていただきますので、今しばらくお待ちくださいませ。
それでは再開します。本日の議長は川人会長が務めることとなっておりますので、議事の進行をお願いいたします。

議長 それでは、ただいまより、議事を進行して参ります。本日の総会は、農業委員19名全員が出席しており、会議が成立しております。はじめに、議事録署名者の選任についてですが、総会議事規則第10条の規定により、議長が指名します。議席番号5番大貝美治委員と、議席番号15番細川勝義委員の両名を指名します。よろしくお願いたします。
それでは、ここで、議事に入ります前に、事務局の職員紹介をお願いしたいと思います。事務局から説明をお願いします。

事務局 【事務局の説明】

議長 ありがとうございました。それでは、議事に移ります。本日の案件は、先に通知いたしましたとおり、新年度最初の総会ということでございまして、第1号議案は令和4年度業務推進の基本方針についてであります。
この第1号議案について、事務局に説明を求めます。

事務局 第1号議案令和4年度業務推進の基本方針について御説明いたします。
【説明】
御審議のほどを、よろしくお願いたします。

議長 この案件について、御質疑がありましたら、御発言を願います。

発言なし

議長 それでは、採決をいたします。第1号議案の令和4年度業務推進の基本方針について、原案どおり、決定してよろしいか。

全委員 異議なし

議長 異議がないということでございますので、本案件につきましては、原案のとおり 決定いたします

次に、報告事項に移ります。1番令和4年度予算について、2番令和3年度決算見込について、3番令和3年度主要業務の概要説明の3件については、関連事項でございますので、まとめて事務局から説明します。

事務局 報告事項を御説明いたします。

【説明】

以上のとおり、報告事項の説明を終わります。

議長 ただいまの予算等の報告について、御意見等はありませんか。

ないようですので、続いて報告事項4番の農地利用最適化活動について、に移ります。事務局から説明をお願いします。

事務局 農地利用最適化活動について、御説明いたします。

【説明】

以上で説明を終わります。

議長 ただいまの報告について、御質問、御意見等はありませんか。

笹田委員 いきなり月に10日も行動しろと言われたら、非常にきびしい数字だと思います。何からやったらいいかわからんような…、常に特に遊休農地には力を入れて、空いた畑があったら誰か作ってくれんかなということ、このあいだも2反あまりの畑に関して5人、6人と声をかけてみましたが、誰も引き受けてくれる意思もありませんし、また地形が悪いとか道の状態が悪いとか畑の状態が悪いというような畑があると全く0%に近いくらい引き受けてくれる人がおりません。それと同時に高齢化と担い手不足から、毎年のように遊休農地が増えている状態で、川内町の畑地区のかんしょ地区の南地区では、これ以上、今現在耕作している以上の耕作をする能力がない。売り上げも上げたいんだけど、ほとんど9割方がそういう方でございますので、なかなか遊休地を解消するというのは、非常に難しい問題であると感じております。毎年のようにパトロールも担当の農業委員会事務局の方と行ってますが、いっこうに対象となった所は、なかなか目に見えて改善されていない、むしろだんだん悪くなっているのが現実でないかと思えます。10日は厳しい数字ですが出来る限り努力はしてまいりますけど、ご期待に沿えるかどうか、やってみないとわかりませんが、いきなり厳しい課題を突き付けられたなと感じております。以上でございます。申し訳ございません。

議長 ありがとうございます。我々、農業委員さん、推進委員さん、皆さん方それぞれが農業の主力でございますので、なかなかいろいろな活動をしていく中で大変なんです。そこらの問題につきましても、先ほどの役員会でいろいろ議論がされたわけでございます。当然、地域外の方が地域で持っておられる農地について、なかなか解消できない、というようなこともあるわけでございます。最終たどり着くところは、もう少し地域に密着したような対応をしていただきたいというような話も出たわけでございます。

なかなか大変なんです。事務局としては、本来提出する活動記録簿は、全ての面で書いていかなければならないのでございますが、いろいろお考えいただいて、出来るだけ簡素化して対応できるような様式でこしらえてもいただいております。推進委員さん、委員さん、大変だろうとは思いますが、こういう形で御協力をいただきたいということでございますので、御理解をしていただけたらと思います。

ほかに何か、御意見等ございませんでしょうか。

議長 特にないようですので、引き続き、農地関係議案に移りますが、準備等がございますので10分程度休憩とさせていただきます。4時に再開します。

(再開 午後4時)

議長 それでは総会を再開します。これより各議案の審議に入りますが、議案各号ごとに採決しますので、よろしくお願いたします。

第2号議案、農地法第3条の規定による許可申請の審議を開始します。それでは、事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局 それでは第2号議案、農地法第3条第1項の規定による許可申請の審議について御説明します。議案書1ページをお開きください。全ての申請について法定の添付書類は整っております。農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しているものは見受けられないと思われ。耕作労力・農機具の保有状況等の問題は見受けられず、また、周辺への支障・影響を生ずる要因は特に見受けられません。なお、許可の適否にあたり、不許可の例外規定に該当するものや、特に注意すべき事項のある案件については、個別に説明をさせていただきます。

1番は、譲渡人から譲受人へ、労力不足による経営縮小のための売買で、農地3筆の所有権を移転するものです。譲受人の耕作面積は許可後122aに至り、譲受人は対象地において、野菜の栽培を行うとのことです。

2番は、譲渡人から譲受人へ、相手方の要望による売買で、農地9筆の所有権を移転するものです。対象地には、相続財産管理人が選定されており、そのことが確認できる審判の写し及び相続財産管理人に対象地を売買する権利があることがわかる権限外行為許可審判の写しを提出してもらっています。譲受人の耕作面積は許可後71aに至り、譲受人は対象地において、太陽光発電設備を設置することを計画しており、その下部で花きの栽培をし、営農型太陽光発電を行うとのことです。

3番は、譲渡人から譲受人へ、労力不足による経営縮小のための売買で、農地4筆の所有権を移転するものです。譲受人の耕作面積は許可後203aに至り、譲受人は対象地において、水稻の栽培を行うとのことです。

4番は、譲渡人から譲受人へ、同一世帯内での部分贈与で、農地4筆の所有権を移転するものです。譲受人の耕作面積は許可後196aに至り、譲受人は対象地において、野菜の栽培を行うとのことです。

5番は、譲渡人から譲受人へ、相手方の要望による売買で、農地1筆の所有権を移

転するものです。譲受人の耕作面積は許可後74aに至り、譲受人は対象地において、野菜の栽培を行うとのことです。

6番は、譲渡人から譲受人へ、労力不足による経営縮小のための売買で、農地1筆の所有権を移転するものです。譲受人の耕作面積は許可後50aに至り、譲受人は対象地において、水稻の栽培を行うとのことです。

7番は、譲渡人から譲受人へ、相手方の要望による売買で、農地1筆の所有権を移転するものです。譲受人の耕作面積は許可後140aに至り、譲受人は対象地において、花きの栽培を行うとのことです。

第2号議案は以上7件で、対象地は、田8,433㎡、畑5,171.80㎡、計13,604.80㎡です。御審議をよろしく申し上げます。

議長 事務局の説明は以上ですが、全案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、御意見、御質問はありませんか。

それでは、御発言がないようですので、採決いたします。第2号議案の農地法第3条の規定による許可申請は、全案件を許可することに異議はございませんか。

全委員 異議なし

議長 異議がないということですので、第2号議案については全案件を許可することに決定いたしました。

続きまして、第3号議案、農地法第5条の規定による許可申請の審議を開始します。それでは事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局 それでは第3号議案、農地法第5条の規定による許可申請について、御説明します。議案書3ページを、御覧ください。

1番の申請地は、公共投資の対象となっている第1種農地に該当しますが、不許可の例外規定である集落接続に該当し、また、農地を分断する恐れはありません。譲受人は、社会福祉業を営んでおり、所有権を移転し、社会福祉施設に転用するものです。

2番の申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に該当します。譲受人は、不動産業を営んでおり、所有権を移転し、露天駐車場・資材置場に転用するものです。

3番から5番は譲受人が同一であるため合わせて説明します。この3件の申請地は、公共投資の対象となっている第1種農地に該当しますが、不許可の例外規定である一時的な利用に該当し、また、農地を分断する恐れはありません。譲受人は、賃貸借権を設定し、四国横断自動車道周辺対策事業として3番は作業ヤードで令和6年3月末まで、そして、4番と5番は、迂回路用地で令和5年3月末まで、一時転用するものです。また、4番と5番案件については、一時転用の更新となりますが、前回の一時転用期間が3月31日までとなっており、その後も転用行為を継続していたため、更新の申請が遅れたことを反省する旨の始末書の提出があります。

6番の申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に該当します。譲受人は、賃貸借権を設定し、露天駐車場に転用するものです。

以上の案件につきましては、農地法に規定されている立地基準及び一般基準において、許可要件を満たしているものと思われます。また、転用目的が、資材置場及び駐車場となっている案件については、太陽光設備認定をとっていないことを確認済みであり、農地区分が1種農地である1番案件については地区審査を実施しました。

第3号議案についての説明は以上で、地目は、田が1,155㎡、畑が1,793.46㎡、合計2,948.46㎡です。転用目的の内訳は、駐車場・資材置場

676㎡、その他施設用地が2,272.46㎡です。以上で説明を終わります。御審議をよろしく申し上げます

議長 事務局からの説明は以上ですが、地区審査を行ったということですので、まず、実際に審査にあたった委員さんより、御意見をいただきたいと思います。それでは、1番案件の地区審査に参加していただいた、多家良地区の井川委員さん、転用計画の内容等について、御心証などはいかがでしたでしょうか。

井川委員 今月14日の午前10時より、1番案件の地区審査を実施しましたので、報告します。参加者は、私と岸本委員、安廣推進委員の3名と転用者側4名、事務局2名の9名です。申請対象の農地は、渋野町俵生にあり、1種農地に区分されるとのことです。今回の申請は、土地の所有者と譲受人との間で所有権を移転し、社会福祉施設に転用しようとするものです。造成については、盛土は行わず、アスファルト舗装により整地します。排水については、南側にコンクリート壁を新設し、敷地内には、合併浄化槽を設置し、既存の水路に放流するとのことです。土地改良区から意見書および水利組合からの排水同意書が提出されています。結論として、今回の転用許可申請について、農地法上で許可となる条件を満たしており、被害防除措置についても問題はなく、多家良地区の委員は、一致して許可やむを得ないと判断しました。報告は以上です。よろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。地区審査に参加された委員からの意見は以上ですが、その他、全案件について申請地区の委員さん、他の委員の皆様、御意見・御質問はありませんか。それでは、御発言がないようですので、採決いたします。第3号議案の農地法第5条の規定による許可申請は、1番と3番から5番案件を許可相当として県に諮問し、残りの2件を許可することに異議はございませんか。

全委員 異議なし

議長 異議がないということですので、第3号議案は、1番と3番から5番案件を許可相当として県に諮問し、残りの2件を許可することに決定いたしました。続きまして、第4号議案、非農地証明願の審議を開始します。それでは事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局 それでは第4号議案、非農地証明願について御説明いたします。議案書4ページを御覧ください。1番の申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に区分されます。対象地は、申請者の父親の時代から住宅が建築されており、農地に建設された経緯は不明とのことでした。現在の家屋は昭和46年に隣接する母屋の離れとして住宅を建築されたもので、現在も住居として利用しているものです。1番は、農地として機能していない状態が継続しており、非農地化の確認資料としましては、平成8年4月13日撮影の航空写真があり、また、現地が非農地化していることを現地調査でも確認しております。第4号議案は1件で、対象地は畑のみ72㎡です。以上で説明を終わります。御審議をよろしく申し上げます。

議長 事務局の説明は以上ですが、本案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員

の皆様、御意見、御質問はありませんか。

それでは、御発言がないようですので、採決いたします。第4号議案の非農地証明願については、本案件を非農地と承認することに異議はございませんか。

全委員 異議なし

議長 異議がないということですので、第4号議案については、本案件を非農地と承認することに決定いたしました。

続きまして、第5号議案、相続税の免除予定事案に係る特例農地利用状況の確認について、を開始します。それでは事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局 それでは第5号議案、相続税の免除予定事案に係る特例農地利用状況について御説明します。議案書5ページを御覧ください。

1番は、一部の農地が対象外となっておりますが、申告当初から除外されている農地で、問題なく、それ以外の農地については、耕作を継続しております。

2番は、耕作を継続しております。

3番は、一部に当初から除外された箇所もありますが、それ以外の農地については、耕作を継続しております。

第5号議案は以上3件で、税務署あてに報告しようとするものです。対象地の面積は、田7,807㎡、畑1,487.70㎡、合計9,294.70㎡です。御審議をよろしくをお願いします。

議長 事務局の説明は以上ですが、全案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、御意見、御質問はありませんか。

それでは、御発言がないようですので、採決いたします。第5号議案の相続税の免除予定事案に係る特例農地利用状況の確認は、全案件を承認することに異議はございませんか。

全委員 異議なし

議長 異議がないということですので、第5号議案については全案件を承認することに決定いたしました。続きまして、第6号議案、農用地利用集積計画の承認についての審議を開始します。本号の審議に先立ち、委員が関係者となる案件が含まれておりますので、農業委員会法第31条に定める、議事参与の制限の規定に基づき、天羽俊文委員、谷川興一委員に御退席をお願いいたします。なお、審議終了後に、入室・着席をしていただきます。

それでは事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局 それでは第6号議案、農用地利用集積計画の承認について御説明します。議案書7ページをお開きください。

全ての申請について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に定める、利用権設定に関する要件はすべて満たしていると思われまふ。今月は新規設定が11件、再設定が16件で合計27件となっており、そのうち、賃貸借権が17件、使用貸借権が10件となっております。なお、2番、7番案件について、利用権を受ける者が、新規就農であったため、新規就農面談を実施しました。

設定しようとする土地での地区別の内訳は、1番、2番が多家良地区4筆・2件、3番から4番が勝占地区12筆・2件、5番が八万地区7筆・1件、6番が加茂名地

区3筆・1件、7番が上八万地区5筆・1件、8番が不動地区15筆・1件、9番から14番が応神地区9筆・6件、15番から19番が川内地区9筆・5件、20番から25番が国府地区7筆・6件、26番が南井上地区1筆・1件、27番が北井上地区4筆・1件となっております。

利用権設定については以上で、田46筆・47,466.70㎡、畑30筆33,599㎡の合計76筆・81,065.70㎡となります。

第6号議案の農用地利用集積計画の承認についての説明は以上です。御審議をよろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明は以上ですが、新規就農面談を行ったということですので、まず、実際に審査にあたった委員さんより、御意見をいただきたいと思います。それでは、2番案件の新規就農面談に参加していただいた、多家良地区の瀬畑委員さん、新規就農計画の内容等について、御心証などはいかがでしたでしょうか。

瀬畑委員 4月14日の午前10時30分から2番案件で地区審査を実施いたしましたので報告します。参加者は私と岸本委員と井川委員、及び安廣推進委員の4名と、譲受人1名、事務局2名の7名です。借受人はこの度申請地で、キュウリの栽培を計画しております。

借受人は昨年5月より、近隣のキュウリ農家で、研修を積んでおり、ハウス栽培のノウハウを学んでいるところです。就農の動機については、以前から、自営業をしたと考える中で、実家の農業を手伝った際、土に触れることが好きだと実感したことから、農業を始めたいと考えるようになり、勤めを辞め、就農への準備をすすめてきたところです。将来的にはハウスを増やしていきたいとの意向です。結論として、今回の新規就農計画等に問題はなく、多家良地区の委員は一致して、問題ないのではないかと心証を持ちました。報告は以上です。よろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございました。続きまして7番案件の新規就農面談に参加していただいた、上八万地区の松浦委員さん、新規就農計画の内容等について、御心証などはいかがでしたでしょうか。

松浦委員 4月15日の午前10時から7番案件で地区審査を実施いたしましたので報告します。参加者は佐々木委員と私の委員2名と、譲受人1名、事務局2名の5名です。

借受人はこの度申請地で、ブロッコリーや枝豆を栽培し、すきとく市やJAでの販売を計画しております。

借受人は以前から、自らが作った作物を収穫し、販売をしたいと思いがあり、今回の申請に至ったものです。これまでに農業の経験はありませんが、現在は、栽培の技術を学ぶため、近隣の農家で手伝いをする一方、基礎的な知識を学ぼうと石井町の農大に通うなど、真剣に農業に取り組んでおります。また、夫は工場勤務とのことですが、土日等には手伝ってくれる予定とのことであり、家族の理解を得ており、協力も約束してもらっているようでした。結論として、今回の新規就農計画等に問題はなく、一宮地区の委員は一致して、問題ないのではないかと心証を持ちました。

報告は以上です。よろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございました。新規就農面談に参加されました委員からの意見は以上ですが、その他、全案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、御意見、御質問はありませんか。

それでは、御発言がないようですので、採決いたします。第6号議案の農用地利用

集積計画については、全案件を承認することに異議はございませんか。

全委員 異議なし

議長 異議がないということですので、第6号議案については全案件を承認することに決定いたしました。参与制限により退席しています委員が、着席するまでお待ちください。

引き続き、農地関係の報告事項に移ります。事務局の説明をお願いします。

事務局 それでは報告事項について説明します。議案書12ページを御覧ください。

1番は、農地法第3条の3第1項の規定に基づく権利取得の届出についてです。13ページに渡り、5件受理しました。

14ページを御覧ください。2番は、農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用の届出についてです。4件受理しました。

15ページを御覧ください。3番は、農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用の届出についてです。16ページに渡り7件受理しました。

17ページを御覧ください。4番は、農地法第18条第6項の処理についてです。2件受理しました。

18ページを御覧ください。5番は、農地であることの証明についてです。19ページに渡り5件証明しました。

20ページを御覧ください。6番は地目変更登記に係る照会に対する回答についてです。21ページに渡り12件回答しました。

22ページを御覧ください。7番は転用許可の訂正についてです。1件訂正しました。

23ページを御覧ください。8番は転届出の訂正についてです。1件訂正しました。報告事項の説明については以上です。

議長 報告は以上ですが、何か御意見等はございませんか。
続いて事務局より連絡事項がありますのでお願いします。

事務局 【事務局から連絡事項の説明】

議長 連絡事項は以上ですが、何か御質問、御意見等はございませんか。

最後になりましたが、一つ申し上げておきたいことがございます。お手元に、農業委員会の法令順守の申し合わせ決議の資料をお配りしていますが、これは令和元年度の、度重なる農業委員の不祥事をうけて、全国的に農業委員会組織として綱紀粛正の徹底を図っていくということでの取組みで、本委員会でも令和2年1月総会において議決したところですので。年に一度、総会での提示と注意喚起をお願いしております。改めまして、皆様お一人お一人が特別職の地方公務員であることを自覚して、綱紀保持に努めていただきますようお願いいたします。

それでは、以上をもちまして、令和4年4月徳島市農業委員会総会を閉会いたします。ありがとうございました。